Ｄ：二千十四年五月一日から違反日までの日数（両期日を含む。）
Ｒ：年九パーセント

Ｂ：Ａ×三パーセント×既に支払われた基本利子が課された日数×$\frac{1}{365}$

Ｃ：(a)　Ａが、違反日までに既に支払われた補償利子の総額を〇・〇四五で除して算定された額以上の場合には、Ｃは既に支払われた補償利子の総額となる。
(b)　Ａが、違反日までに既に支払われた補償利子の総額を〇・〇四五で除して算定された額未満の場合には、Ｃは次のとおり算定される。

Ａ×四・五パーセント×既に支払われた補償利子が課された日数×$\frac{1}{365}$

(注)
(1)　Ｉは、違反日に元加され、Ａに追加される。違反日の後は、年九パーセントの率の利子がＡに対して課される。
(2)　違反日の後の弁済期日は、違反日の一年後の日又はそれに続く年の同じ日となる。各弁済期日における利子の額の算定方式の算式は次のとおりであり、Ｉは元加され、Ａに追加される。

$$Ｉ＝Ａ×Ｄ×Ｒ×\frac{1}{365}$$

Ｉ：利子の額
Ａ：違反日の一年後の日又はそれに続く年の同じ日における繰延商業債務の残額並びに既に生じた未払の基本利子及び補償利子
Ｄ：Ａに規定する日から残額が決済されないままに経過した日数
Ｒ：年九パーセント

（アルゼンチン側書簡）

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をアルゼンチン共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年七月十五日にブエノスアイレスで

アルゼンチン共和国
経済・財政大臣　アクセル・キシロフ

アルゼンチン共和国駐在
日本国特命全権大使　福嶌教輝閣下

○経済産業省告示第百六十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第三の三の規定に基づき、平成十三年経済産業省告示第七百五十八号（輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年八月十一日　経済産業大臣　宮沢　洋一

本則第十九号中「第十二条第十一号ロ」を「第十二条第十一号」に改める。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第５５４号
京都市山科区厨子奥若林町30番地８　ドミール厨子奥Ｂ202
債務者　松田　麻美（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３６１号
大阪府和泉市下宮町14番地の３
債務者　飯阪　郁朗
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
沖縄県那覇市真嘉比２丁目23番12号
債務者　新垣　茂夫
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　大地
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５９８号
大阪府摂津市別府２丁目19番７号
債務者　氏島　昌男
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神部　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７７０号
大阪市生野区鶴橋４丁目11番28号
債務者　牧野姫子こと　金　姫子
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８１８号
大阪市福島区福島７丁目５番５号　ドルフ福島502号
債務者　大石　融良
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏本　隆之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５号
福井県坂井市丸岡町北横地第33号11番地甲の２
債務者　南　博之
1　決定年月日時　平成27年７月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺田　昇市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月20日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市桜島横山町47番地７
債務者　有村　広一
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　英城
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係